

平成29年1月23日決定

分倍河原駅周辺まちづくり協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、分倍河原駅周辺地区の生活環境及び商業環境等の向上に向けた検討を行い、まちづくりの提案を行うため分倍河原駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、分倍河原駅周辺のまちづくりに関する検討、協議及び提案を行う。

(構成)

第3条 協議会の会員（以下「会員」という。）は、以下の組織に属する者及び以下の組織を代表する者が認める者をもって構成する。

- (1) 片町二丁目自治会
- (2) 片町3丁目自治会
- (3) 美好町三丁目自治会
- (4) 分梅第一自治会
- (5) 分梅高倉自治会
- (6) 分倍河原共栄会
- (7) 片町三和会
- (8) 野村不動産コマース株式会社
- (9) 野村不動産株式会社

(役員)

第4条 協議会には出席会員による決定で、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(協議会の意思決定)

第5条 会議の議事は、第3条に定める組織を代表する者の過半数の同意をもって決定する。

(部会の設置)

第6条 協議会には、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置に関して必要な事項は別途定める。

(情報の提供)

第7条 協議会は、決定事項及び会議の情報等について第3条に定める組織の住民に対し、情報提供に努める。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、第3条に定める組織を代表する者の過半数の同意により定めることができる。

付則

この会則は、平成29年1月23日から施行する。

付則

この会則は、平成30年4月23日から施行する。

付則

この会則は、令和2年9月29日に施行し、改正後の第3条第9号の規定は、同年4月1日から適用する。

付則

この会則は、令和3年10月8日に施行し、改正後の第3条第8号の規定は、令和2年10月1日から適用する。

付則

この会則は、令和4年5月31日に施行し、改正後の第3条第9号の規定は、令和4年4月1日から適用する。